書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１号

埼玉県秩父市大野原字築瀬2402番３
清算株式会社　ＣＢＤ清算準備株式会社
代表清算人　伊藤　　孝
１　決定年月日　令和８年４月15日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
さいたま地方裁判所秩父支部

令和8年（ヒ）第3002号

大阪市中央区内平野町一丁目3番6号JPCビル
清算株式会社　ビッグ株式会社
１　決定年月日　令和8年4月16日
２　主文　　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第11号

新潟県長岡市十二潟町５３４番地49
清算株式会社　株式会社東洋冶金
代表清算人　　西尾陽子
１　決定年月日　令和８年４月14日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　協定債権者株式会社第四北越銀行、同長岡信用金庫、同株式会社大光銀行、同新潟県信用保証協会、同株式会社日本政策金融公庫中小企業事業及び同株式会社日本政策金融公庫国民生活事業は、清算株式会社に対し、残債務を免除する。
２　清算株式会社は、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、第１項の各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙協定債権額（元本）の割合に応じて支払う。この場合においては、第１項の各協定債権者が行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）

以上
新潟地方裁判所長岡支部